

町民の皆さまへ

町民の皆さまに、新型コロナウイルス感染状況のお知らせと感染予防対策についてのお願いです。

県内の感染状況は、全国と同様に下げ止まりの状況の後、緩やかな増加傾向となっております。

5月8日には、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが「5類」へ変更となります。

岩手県においては、5月8日以降も発熱などの症状がある場合の相談や受診先の相談窓口「いわて健康フォローアップセンター」が継続されます。

お一人おひとりの行動が、ご自身や大切な人の健康を守ることにつながりますので、手指衛生、換気、三密の回避など基本的な感染予防対策を引き続き実践いただきますようお願いいたします。

また、医療機関や高齢者施設などの訪問の際には、引き続きマスクの着用など、場面場面に応じた感染対策にご協力をお願いいたします。

令和5年5月3日

西和賀町長 内 記 和 彦